

(仮 訳)

プレス・リリース

2014 年6月18日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書「脆弱な銀行の特定と取扱い
に関する監督上のガイドライン」を公表**

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、本日、「脆弱な銀行の特定と取扱いに関する監督上のガイドライン」に係る市中協議文書を公表しました。

バーゼル委は、金融危機以降にみられた国際的な金融市場や金融規制における重要な進展を反映する観点から、これまでのガイドラインを改訂しています。本文書は最終化された時点で2002年に公表されたガイダンスに取って代わるものになります。主な変更点は以下のとおりです。

- 早期介入の必要性や再建・破綻処理に関する様々な手法の活用を強調するとともに、脆弱な銀行に関する監督当局としての情報発信の在り方を見直しています。
- マクロプルーデンス上の評価、ストレステスト、ビジネスモデル分析など、監督プロセスの改善に向けたガイドラインを提供するとともに、銀行の健全なコーポレートガバナンスの重要性について強調しています。
- 流動性の枯渇、過度なリスクの集中、均衡を失った報酬制度、不適切なリスク管理等の課題を強調しています。
- 関係当局間の情報共有や協力に関するガイドラインを拡充しています。

バーゼル委議長を務めるスウェーデン中銀のステファン・イングベス総裁は、「脆弱な銀行は世界中で見られるが、問題の深刻化を避けるためには監督当局が問題を早い段階で発見し介入することが重要である。今回見直されたガイドラインは、監督当局が脆弱な銀行をタイムリーかつ効果的に取扱うための重要な工具箱（toolkit）を提供するものである。」と述べています。

バーゼル委は本市中協議文書の全ての内容に関するコメントを歓迎します。コメントは2014年9月19日（金）までに、次のリンク先（www.bis.org/bcbs/commentupload.htm）にアップロードしてください。または、Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, Centralbahnplatz 2, CH-4002 Basel, Switzerland 宛にコメントを郵送して下さっても結構です。全てのコメントは、コメント提出者が非公開を希望しない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表されることがあります。